

所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ

算定条件

- 次の診断に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。
・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）・蜂窩織炎
- 同一の入所者について 所定疾患施設療養費Ⅱの場合…1ヵ月に1回、連続する10日を限度として算定。
所定疾患施設療養費Ⅰの場合…1ヵ月に1回、連続する7日を限度として算定。
- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- 緊急時施設療養費（緊急時治療費及び特定治療）を算定した日は算定しない。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保険施設サービスを行う施設の医師が感染対策に関する研修を受講していること。（所定疾患施設療養費Ⅱ）

2021 年度

所定疾患施設療養費Ⅰ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
日数	0 日	0 日	0 日	0 日	7 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日

所定疾患施設療養費Ⅱ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	4 件	7 件	4 件	4 件	3 件	1 件	4 件	5 件	4 件	4 件	7 件	6 件
日数	25 日	32 日	28 日	23 日	11 日	1 日	13 日	32 日	14 日	16 日	43 日	40 日